要　求　書

財團法人協調會名古屋出張所
社團法人關西勞資協調會名古屋出張所

一、争議團体　名古屋市西區則武町百十番地
　　山田ゼンマイ製作所職工一同
　　代表者　山田　繁

一、争議の場所　名古屋市西區則武町百十番地
　　山田ゼンマイ製作所

一、争議の年月日　昭和十年十二月四日

一、争議參加人員　二十三名（全員）

一、要求條項

一、賃金一割値上を昭和十一年一月十日より實施すること

二、賃金は毎月二十日に支拂ふこと

三、賃金は通貨を以て直接本人に支拂ふこと

四、賃金は現金を以て支拂ふこと

五、賃金は工場に於て支拂ふこと

六、賃金は一切の控除をなさざること

七、賃金は一切の名目を以て減額せざること

八、賃金は一切の名目を以て減額せざること

九、賃金は一切の名目を以て減額せざること

十、賃金は一切の名目を以て減額せざること

十一、賃金は一切の名目を以て減額せざること

十二、賃金は一切の名目を以て減額せざること

十三、賃金は一切の名目を以て減額せざること

十四、賃金は一切の名目を以て減額せざること

十五、賃金は一切の名目を以て減額せざること

十六、賃金は一切の名目を以て減額せざること

一、賃請單價二割下一昨年十月一割本年一月一割値下を取消し從來通りの賃請單價を支拂はれたし

二、四ツ目、ハインチ、アイロン及附屬品請賃單價を一割値上されたし

三、支店より送付したる鍋及アイロン及附屬品のベケはベケたることを合理的に證明する爲にベケは支店へ返還されたし

四、悪番頭三浦を即時解雇されたし

五、昭和八年七月争議の際設置を約束せし浴場を本支店共に即時設置されたし

六、食堂を即時設置されたし

七、工場主費用全額負擔にて春秋二回の慰安會及忘年會新年宴會を催されたし

八、争議費用全額を工場主に於いて負擔されたし

九、争議中日給（賃請金平均日收）を全額支拂はれたし

一〇、本争議に關して現在及將來共犧牲を絶對に出さざること

一一、争議解決當時の物品を將來とも製造すること